

§ 3 個別規制法の適用状況

計画地区に係る個別規制法の適用状況について把握します。

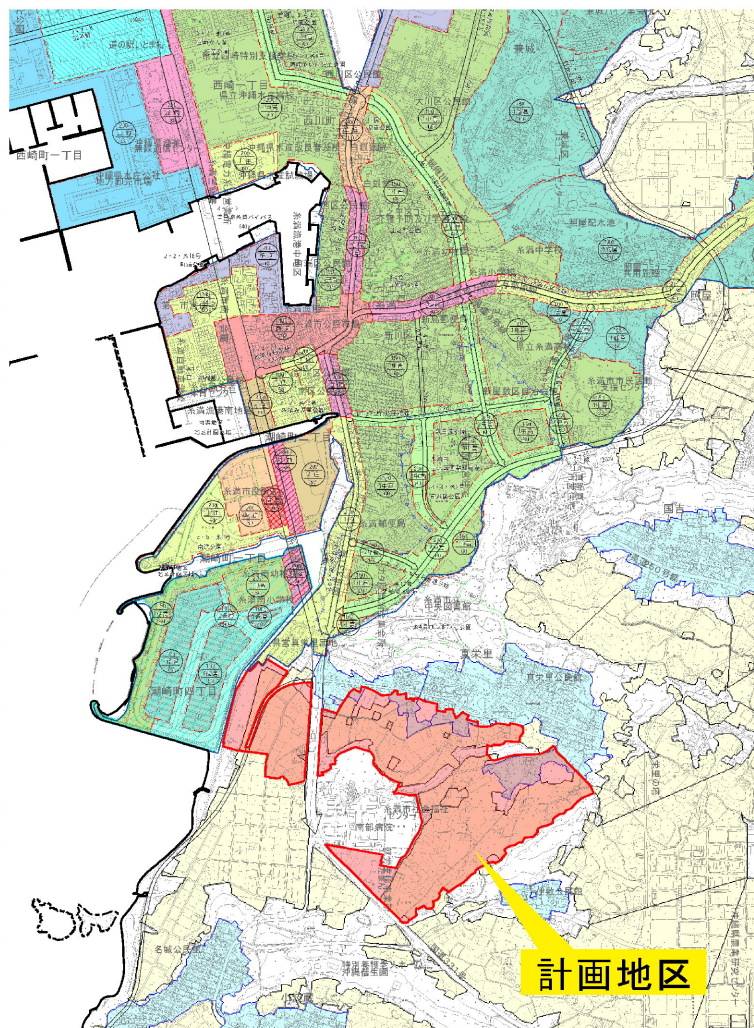
(1) 都市計画法

計画地区は、那覇広域都市計画区域における市街化調整区域に指定されており、今後、市街化区域への編入や準工業地域への用途地域指定などの手続きが必要となっています。

都市計画図

凡 例		
記 号	説 明	
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	
	特別工業地区	
	地区計画区域	
	防火地域を定める地域	
	準防火地域を定める地域	
	都市計画法第34条第11号及び第12号にかかる区域	
	都市計画道路	
	公園及び緑地	
	処理場(汚物・下水・ゴミ)	
	土地区画整理事業	

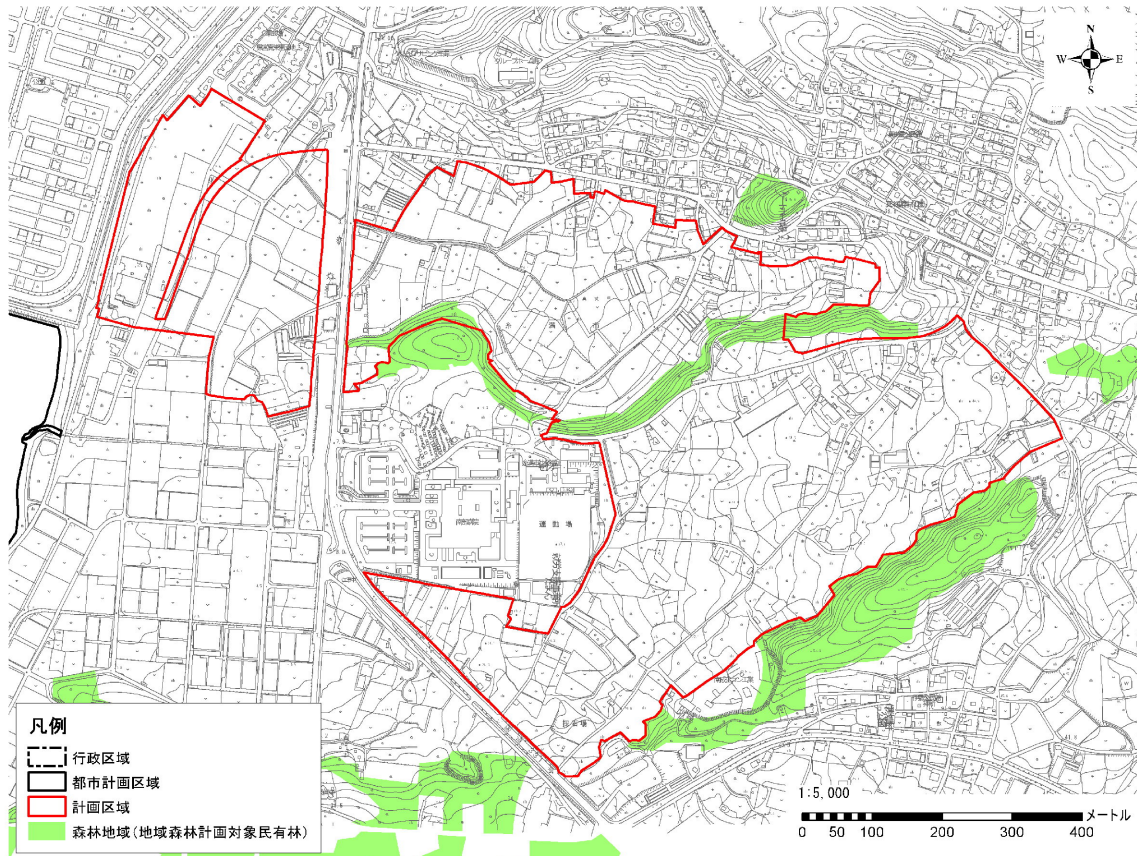
凡 例	
	市 町 村 界
	農 振 農 用 地
	自然公園法特別保護地区



(2) 森林法

国道から東側に沿った一部のエリアが森林法に定める5条森林（地域森林計画対象民有林）として指定されています。

森林地域

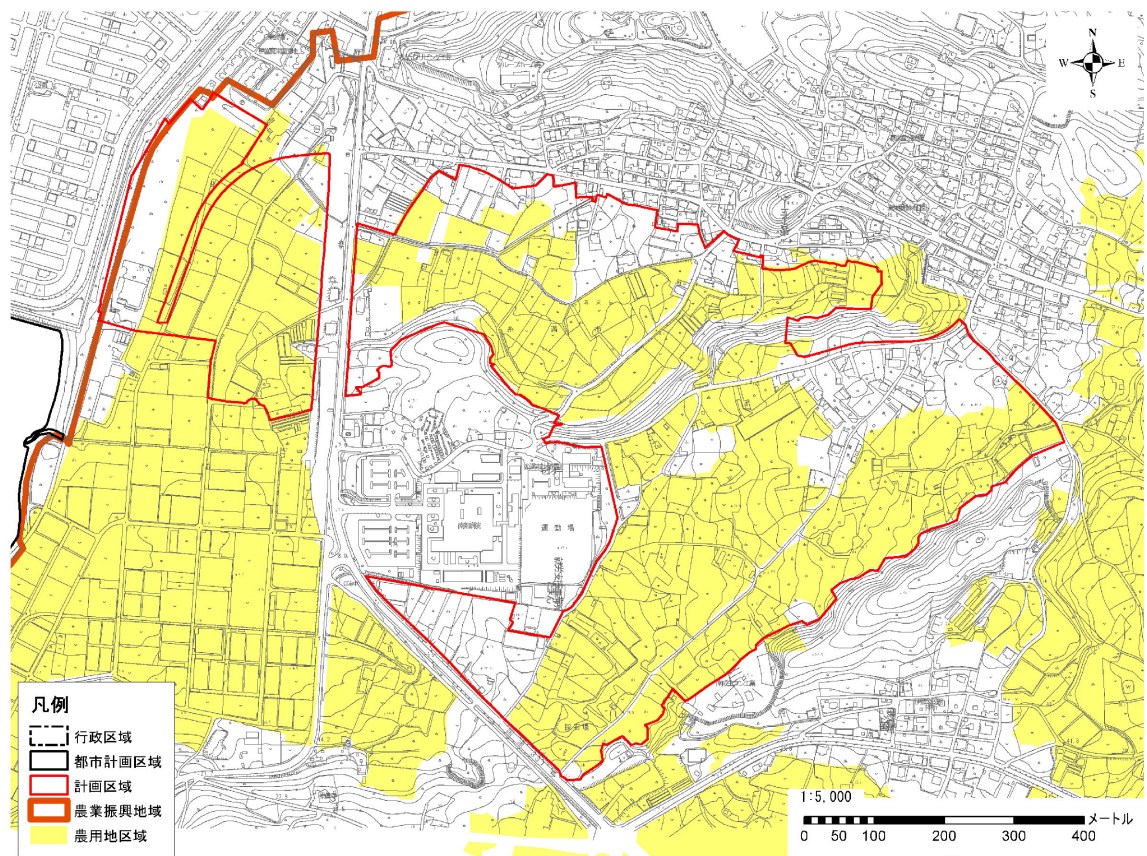


※平成 23 年度那覇広域都市計画基礎調査より

(3) 農業振興地域の整備に関する法律

計画地区の約8割が農用地区域に指定されています。やむを得ず農地以外の目的に転用する必要がある場合は、農地法によって定められた要件を満たす場合に限り、農業振興地域整備計画を変更してその土地を農用地区域から除外することができます。

農業振興地域

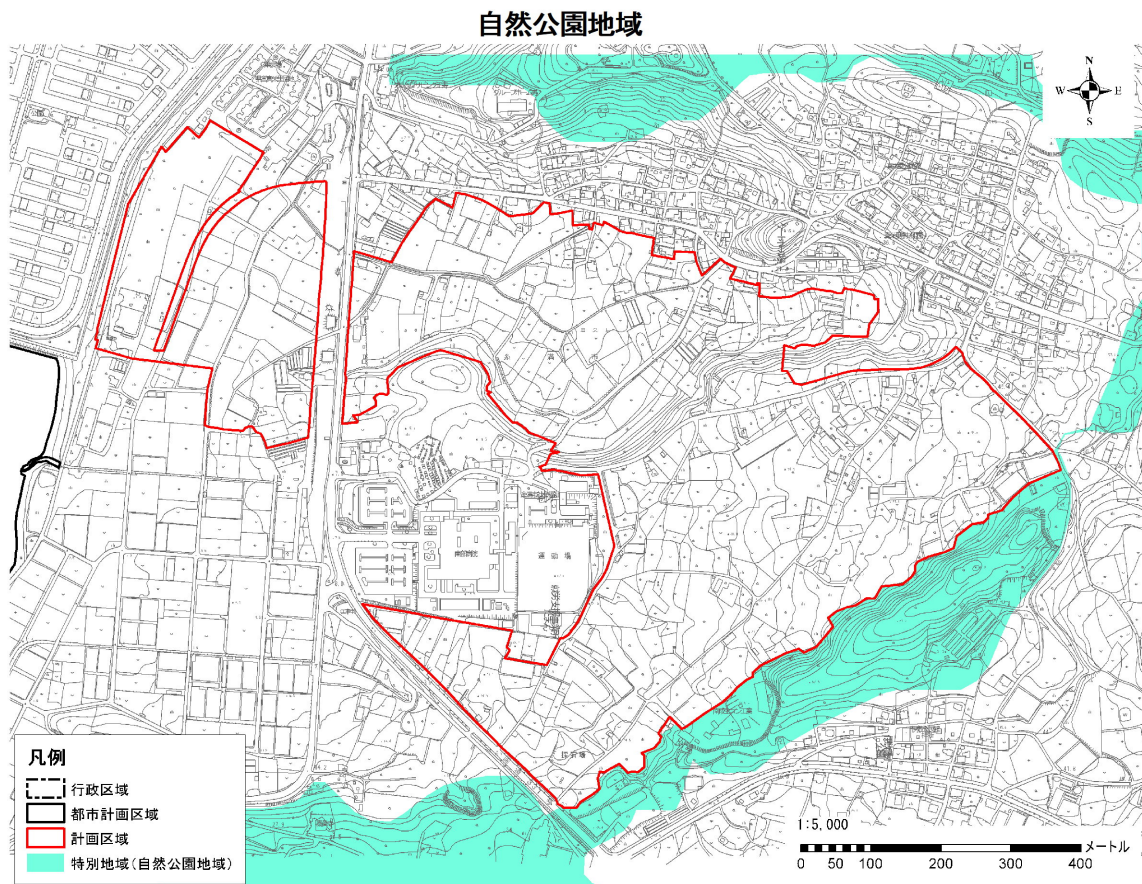


※平成 23 年度那覇広域都市計画基礎調査より

(4) 自然環境保全法、自然公園法

計画地区には含まれていませんが、南側の隣接地は、沖縄戦跡国定公園の第3種特別地域に指定されています。

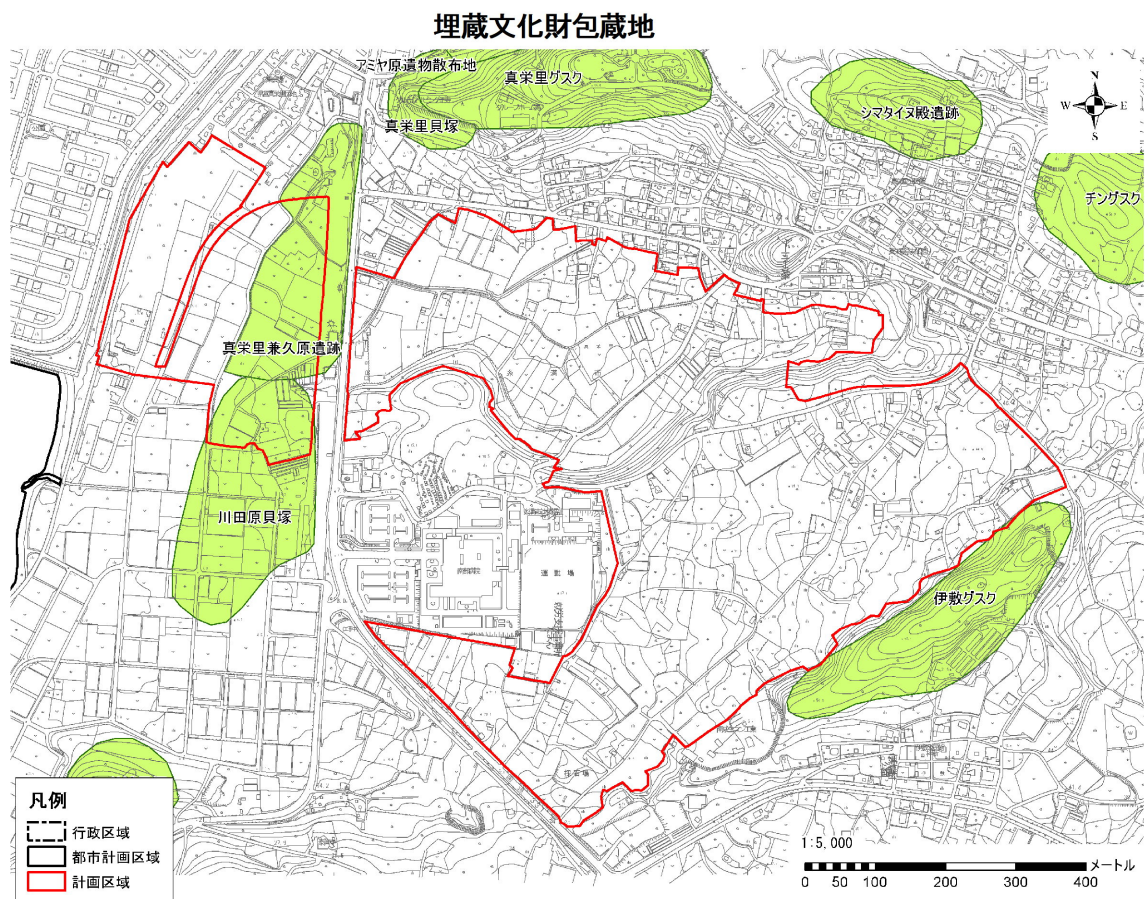
また、周辺的环境に及ぼす影響について、環境影響評価（環境アセスメント）が必要となっており、現在、手続きを進めています。



※平成 23 年度那覇広域都市計画基礎調査より

(5) 埋蔵文化財包蔵地

計画地区のうち、「糸満市公共交通ターミナル地区」については、周知の埋蔵文化財包蔵地「真栄里兼久原遺跡」及び「川田原貝塚」が所在します。また、「糸満市物流団地地区」については、「埋蔵文化財が所在する可能性がある箇所」が所在することから、土木工事等を行う場合は、埋蔵文化財の保護について、事前に糸満市教育委員会との協議、調整が必要となります。



※ 糸満市文化財分布図より